

資料4

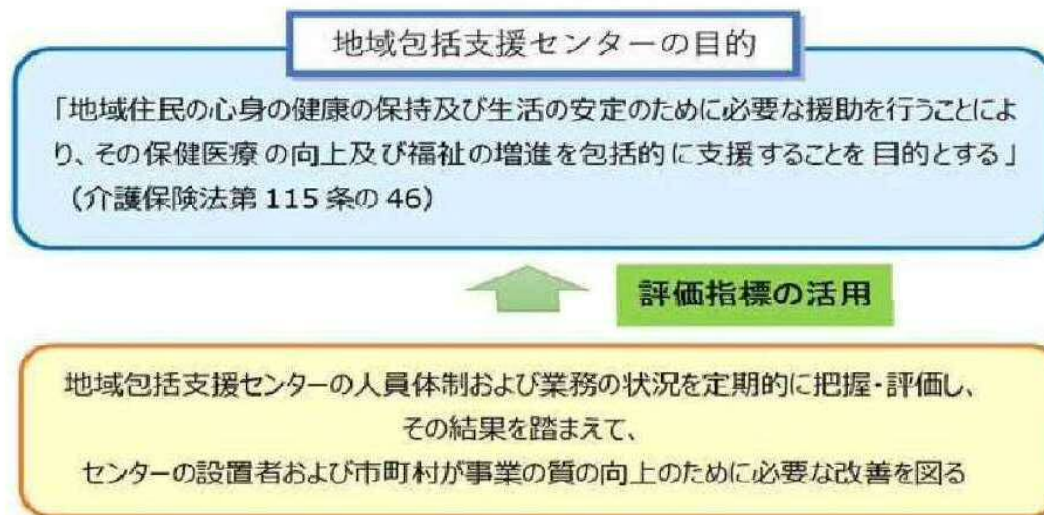
地域包括支援センター事業評価の流れについて



地域包括支援センター事業評価の位置づけ



- ◆介護保険法 第115条の46第4項
「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない」
- ◆介護保険法 第115条の46第9項
市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない



市町村の果たす役割として、「事業評価の結果を踏まえて地域包括支援センター運営協議会などで点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討を行うこと」と明記

地域包括支援センター事業評価の流れ

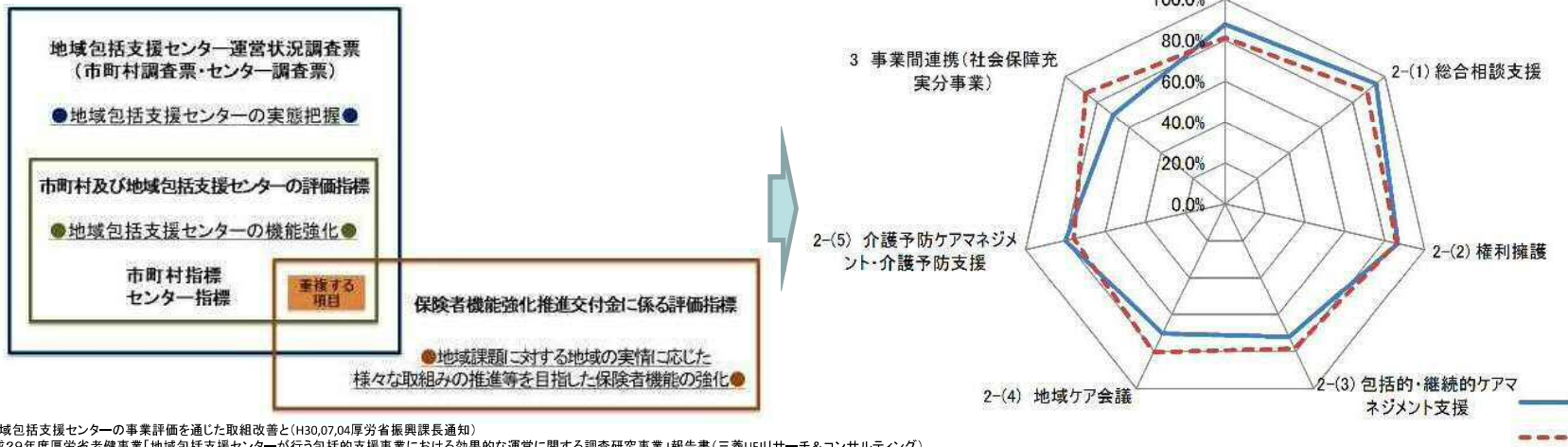
	市事業評価 (センターの取組状況、地域課題整理等)	国事業評価 (体制・運営状況等) ※全国統一指標
4月		
5月	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター事業計画書・地域課題スクリーニング表提出(資料4別紙1関係) 	<ul style="list-style-type: none"> 国事業評価シート回答(全センター)
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> 計画書等の記載内容に関するヒアリング 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 課題分類作成(資料5別紙1) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 各区取組課題・市への提案事項整理 	<ul style="list-style-type: none"> 回答内容に関する疑義確認
10月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回区地域包括支援センター運営協議会における調査・審議【区取組課題】(資料5別紙2) 市取組課題整理 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回市地域包括支援センター運営協議会における調査・審議【市取組課題】(資料5) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 各区提案事項への回答等 	<ul style="list-style-type: none"> 全国統一指標による国事業評価の結果通知(資料4別紙2)
1月	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施状況のヒアリング(国事業評価の結果の確認を含む) ※1月以降順次実施 区地域包括支援センター運営協議会における調査・審議【区取組課題の進捗・国事業評価の結果報告】 地域包括支援センター運営協議会における調査・審議【市取組課題の進捗・国事業評価の結果報告】 	
2月		
3月		
次年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター事業報告・評価書提出 地域包括支援センター運営協議会における調査・審議【市取組課題の進捗(前年度評価)・市取組課題の更新】 	

【参考】国評価指標

市町村及び地域包括支援センター評価指標（全体構成）

業務大項目	市区町村	←連携項目数→（役割分担・連携）	地域包括支援センター
1 組織運営体制等			
(1) 組織・運営体制	13項目	←12項目→	12項目
(2) 個人情報の保護	3項目	←2項目→	4項目
(3) 利用者満足の向上	3項目	←3項目→	3項目
2 個別業務			
(1) 総合相談支援	6項目	←5項目→	6項目
(2) 権利擁護	4項目	←4項目→	5項目
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	6項目	←5項目→	6項目
(4) 地域ケア会議	13項目	←9項目→	9項目
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	6項目	←5項目→	5項目
3 事業間連携（社会保障充実分事業）			
事業間連携（社会保障充実分事業）	5項目	←5項目→	5項目
計	59項目	←48項目→	55項目

地域包括支援センターの自己評価の結果を集計(市町村の評価と突合)



「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と(H30.07.04厚労省振興課長通知) 平成29年度厚労省老健事業「地域包括支援センターが行う包括的支援事業における効果的な運営に関する調査研究事業」報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)